

# 北海商科大学公的研究費内部監査規程

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 本規程は、文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に基づき、北海商科大学、北海商科大学大学院(以下「本学」という。)における内部監査に関する必要な事項を定め、公的研究費を公正かつ適正に取り扱うことを目的とする。

### (定義)

第2条 本規程において「公的研究費」とは、文部科学省等の公的資金配分機関が研究機関に配分する競争的資金等をいう。

## 第2章 学内の責任体系

### (内部監査室)

第3条 最高管理責任者の直轄的な組織として、内部監査室を置く。

### (構成員)

第4条 内部監査室の構成員は、学長が決定する。

## 第3章 モニタリング及び内部監査のあり方

### (モニタリング及び内部監査)

第5条 公的研究費の管理及び事務の取り扱いについて、内部監査室はモニタリング及び内部監査を実施する。

- 2 内部監査室は監査手順を示したマニュアルに従い、実施しなければならない。
- 3 内部監査室はモニタリング及び内部監査を通じて不正発生要因を分析しなければならない。また、把握された不正発生要因に対応した監査計画を立案しなければならない。
- 4 内部監査室は監事及び会計監査人と密に連携し、監査の効果が発揮できるように努めなければならない。
- 5 内部監査室は監査報告書を毎年度定期的に最高管理責任者に提出しなければならない。
- 6 内部監査室は不正が発生するリスクを軽減するため、必要に応じて重点的かつ機動的な監査(リスクアプローチ監査)を実施しなければならない。

### 附則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

### 附則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。